

期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員等の運用についての一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和7年6月6日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第48号

期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員等の運用について
の一部を改正する訓令甲

期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員等の運用について(平成2年赤穂市訓令甲第31号)
の一部を次のように改正する。

第1の表の号給の欄中「45号給」を「41号給」に、「33号給」を「29号給」に改める。

付 則

この訓令甲は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。